

令和5年第3回江差町議会定例会資料

| | | |
|--|----|----|
| 資料1：江差町スポーツ施設条例一部改正概要及び新旧対照表【議案第1号関係】 | …P | 1 |
| 資料2：役場庁舎消防用設備改修工事概要【議案第3号関係】 | …P | 5 |
| 資料3：北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査業務委託概要 【議案第3号関係】 | …P | 7 |
| 資料4：江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業概要【議案第3号関係】 | …P | 9 |
| 資料5：江差マース実証事業概要【議案第3号関係】 | …P | 11 |
| 資料6：旧江光ビル跡地活用拠点施設（(仮称)コミュニティプラザえさし） 備品整備概要【議案第3号関係】 | …P | 13 |
| 資料7：地域魅力発信事業概要【議案第3号関係】 | …P | 15 |
| 資料8：地域おこし協力隊配置事業概要【議案第3号関係】 | …P | 17 |
| 資料9：滋賀県東近江市との地域連携協定締結概要【議案第3号関係】 | …P | 19 |
| 資料10：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（令和5年度秋接種）概要 【議案第3号関係】 | …P | 21 |
| 資料11：森林整備地域活動支援事業概要【議案第3号関係】 | …P | 23 |
| 資料12：豊かな前浜づくりプロジェクト概要【議案第3号関係】 | …P | 25 |
| 資料13：かもめ島中央遊歩道保全対策調査（法面崩落防止）概要【議案第3号関係】 | …P | 27 |
| 資料14：町道新地4号通り他道路補修整備工事概要【議案第3号関係】 | …P | 29 |
| 資料15：江差港シャトルバス運行支援事業概要【議案第3号関係】 | …P | 31 |
| 資料16：江差港漁船等上架施設ワイヤー整備購入事業概要【議案第3号関係】 | …P | 33 |
| 資料17：中歌町団地外壁・屋根ほか改修工事追加工事概要【議案第3号関係】 | …P | 35 |
| 資料18：全国瞬時警報システム（Jアラート）情報自動起動配信システム整備事業 【議案第3号関係】 | …P | 37 |
| 資料19：北海道市町村職員退職手当組合格約新旧対照表【議案第5号関係】 | …P | 39 |

江差町スポーツ施設条例の一部改正 概要

1. 改正の趣旨

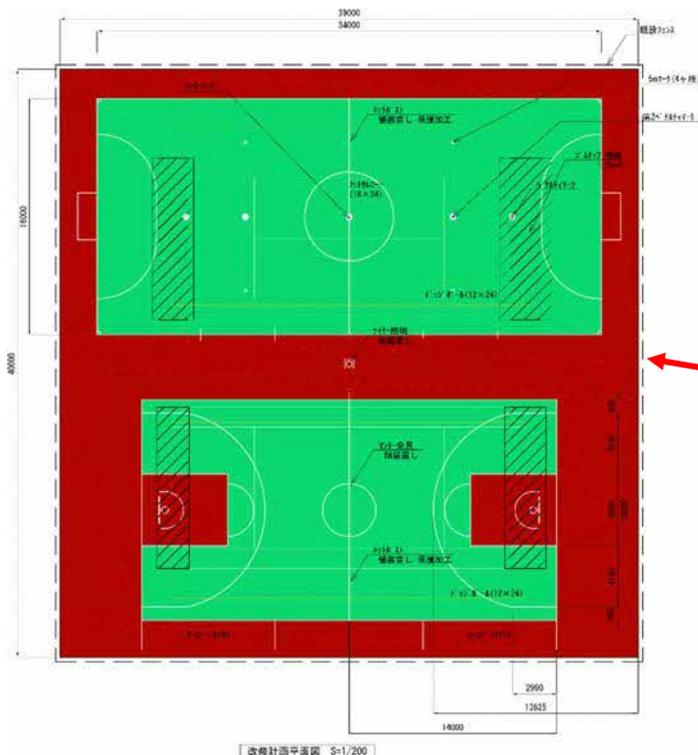
江差町運動公園内にある江差町民テニスコート4面のうち2面を中高生等が気軽に安全な環境でバスケットボールやフットサルが楽しめる広場として改修を行うことに伴い、名称及び使用に関する規定について整備。

2. 名称及び整備内容 【別表第1】

- (1) 施設名称 『江差町民子どもふれあい広場』
- (2) 整備内容
- | | |
|---------------------------|----|
| バスケットボールコート (28.0m×15.0m) | 1面 |
| フットサルコート (34.0m×16.0m) | 1面 |
- ※上記2コート内にドッジボールコート併設

3. 使用料及び使用申請 【第4条第1項、別表第2】

- (1) 「子どもふれあい広場」は子ども達が自由に交流する施設として開放することから、昼間の個人利用については「無料」とし事前申請を要しない。
- (2) 団体及び専用利用、夜間利用については、使用料を徴収（テニスコートと同額）とし、事前に使用申請を要する。
- ① 団体・専用利用 200円/時間
- ② 夜間利用（18：00以降） 1,040円/時間



江差町スポーツ施設条例 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----|---------|-------------|--------|--------------|------------|----------------------|---------------|----------------------|---------|----------------------|-----------|----------------------|---------|-------------|--|----|----|---------|-------------|--------|--------------|------------|----------------------|---------|----------------------|-----------|----------------------|---------|-------------|
| <p>(使用許可)</p> <p>第4条 スポーツ施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(使用許可)</p> <p>第4条 スポーツ施設を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第1 (第2条関係)</p> | <p>別表第1 (第2条関係)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水堀町民プール</td> <td>江差町字水堀町31番地</td> </tr> <tr> <td>江差町弓道場</td> <td>江差町字本町217番地1</td> </tr> <tr> <td>江差町民テニスコート</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>江差町民子どもふれあい広場</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>江差町民野球場</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>江差町民多目的広場</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>朝日町民体育館</td> <td>江差町字朝日町96番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 水堀町民プール | 江差町字水堀町31番地 | 江差町弓道場 | 江差町字本町217番地1 | 江差町民テニスコート | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 江差町民子どもふれあい広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 江差町民野球場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 江差町民多目的広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 朝日町民体育館 | 江差町字朝日町96番地 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水堀町民プール</td> <td>江差町字水堀町31番地</td> </tr> <tr> <td>江差町弓道場</td> <td>江差町字本町217番地1</td> </tr> <tr> <td>江差町民テニスコート</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>江差町民野球場</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>江差町民多目的広場</td> <td>江差町字砂川225番地先江差町運動公園内</td> </tr> <tr> <td>朝日町民体育館</td> <td>江差町字朝日町96番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 水堀町民プール | 江差町字水堀町31番地 | 江差町弓道場 | 江差町字本町217番地1 | 江差町民テニスコート | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 江差町民野球場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 江差町民多目的広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | 朝日町民体育館 | 江差町字朝日町96番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水堀町民プール | 江差町字水堀町31番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町弓道場 | 江差町字本町217番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民テニスコート | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民子どもふれあい広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民野球場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民多目的広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝日町民体育館 | 江差町字朝日町96番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水堀町民プール | 江差町字水堀町31番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町弓道場 | 江差町字本町217番地1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民テニスコート | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民野球場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 江差町民多目的広場 | 江差町字砂川225番地先江差町運動公園内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝日町民体育館 | 江差町字朝日町96番地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>水堀町民プール (略)</p> <p>江差町弓道場 (略)</p> <p>江差町民テニスコート</p> | <p>別表第2 (第7条関係)</p> <p>水堀町民プール (略)</p> <p>江差町弓道場 (略)</p> <p>江差町民テニスコート</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

江差町スポーツ施設条例 新旧対照表

| 改正後 | | 改正前 |
|------------------|------------|------------------|
| (略) | | (略) |
| 江差町民子どもふれあい広場 | | (新設) |
| | 区分 | |
| バスケットボールコート | 昼間(個人利用) | 無料 |
| | 昼間(団体・専用) | 200円 |
| | 夜間・18:00以降 | 1,040円 |
| フットサルコート | 昼間(個人利用) | 無料 |
| | 昼間(団体・専用) | 200円 |
| | 夜間・18:00以降 | 1,040円 |
| 江差町民野球場 (略) | | 江差町民野球場 (略) |
| 江差町民多目的広場 (略) | | 江差町民多目的広場 (略) |
| 朝日町民体育館 (略) | | 朝日町民体育館 (略) |

役場庁舎消防用設備改修工事資料

1 事業の概要

庁舎の消防設備について、老朽化に伴い、煙感知器による警報の誤発報が多く発生している。庁舎は災害時の拠点施設や避難場所としても活用されるほか、日常的に多くの来庁者があることから、安全対策に万全を期すための設備改修を図る。

2 改修設備等

- (1)煙感知器の交換 21箇所
- (2)防煙シャッター自動閉鎖装置 1箇所（1階ロビー）
- (3)防火扉ラッチ 2個
- (4)避難誘導灯バッテリー 3個



煙感知器



防煙シャッター



避難誘導灯

3 補正予算額

1, 595千円（全額一般財源）

北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査業務委託資料

1. 民間活力の導入調査

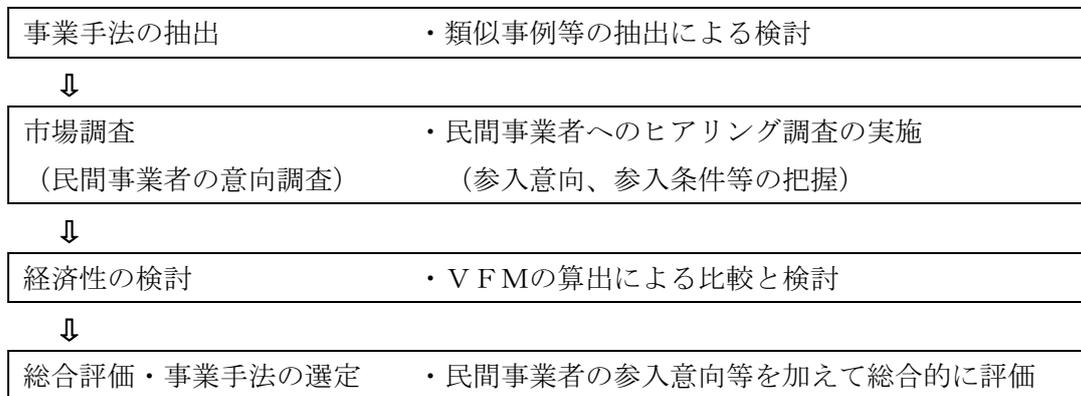
(1) 調査の目的と手順

「北の江の島」拠点施設の整備・運営事業全体を効率的に実施するために民間活力を最大限に活用できる手法を調査します。

(2) 事業手法の抽出

「道の駅」の整備・運営にあたっては、道内外において公設公営方式の他、民間活力を導入した公設民営方式の事例があり、本調査業務により想定する事業条件に適合性の高い手法を抽出し、詳細な検討を行います。

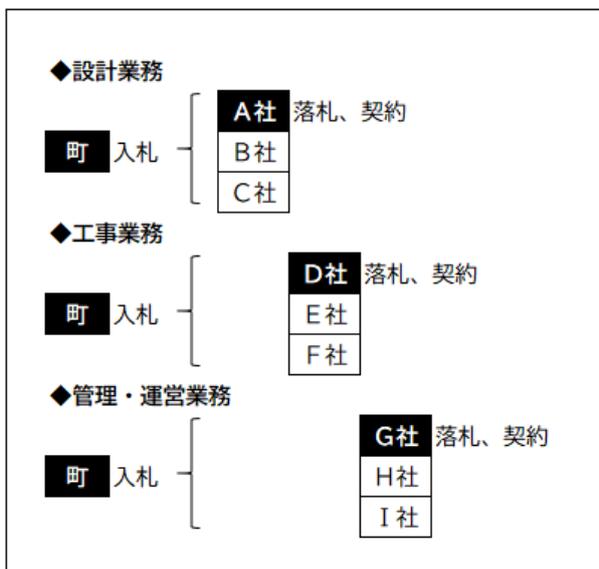
特に本調査では、概算工事費、概算維持管理・運営費等について検討し、事業手法ごとのライフサイクルコストとVFM（総事業費を従来の方式と比べて、どれだけ削減できるかを示す割合）などを算出し、比較検討を行います。



2. 事業手法の例示

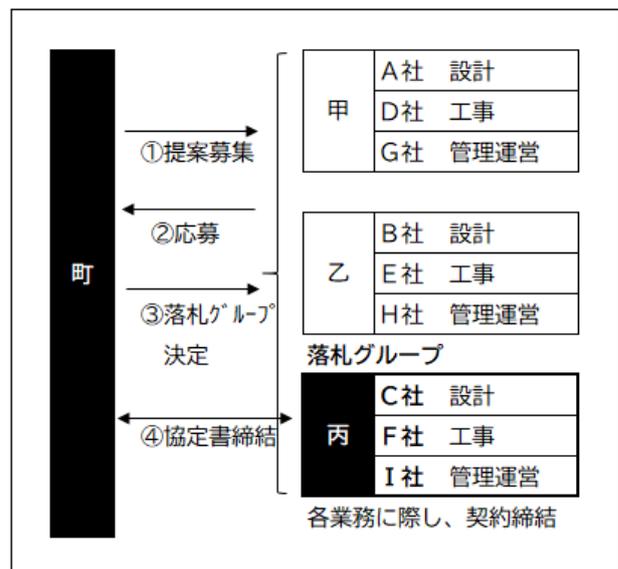
従来方式

設計、施工、管理・運営をそれぞれに発注契約



DBO方式のイメージ

設計、施工、管理・運営について企業がグループを組みながら公募へ参画し、町は一括で発注



3. 補正予算額 9,691千円

<令和5年第3回定例会>江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業

概要

- 江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、令和5年度から5年間に計画期間とする町の公共交通網の方向性を示す、江差町地域公共交通計画（以下「町計画」という。）の推進に関して協議する組織として交通事業者を中心に構成しており、協議会の運営等に係る経費については、令和5年第1回定例会により当初予算として成立済み。
- 町計画により、令和6年度での本格運行を見据えている、サツドラホールディングス株式会社との官民連携による新たな交通サービス「江差マース」の事業性について検証する実証実験を、協議会を主体に実施するため、本実証事業に要する経費分を追加補正。

事業費

【事業費（補正予定額）】

29,613千円（負担金／全額一般財源）

【事業費内訳】

- ・基礎調査・運営支援等：9,994千円
 - ・運行車両改造：357千円
 - ・電話予約受付業務（人件費等）：895千円（※）
 - ・江差EZOCAカードへのポイント付与：333千円（※）
- （※）町業務分として「江差マース実証事業」により別計上

- ・配車予約システム等の開発・運用：8,997千円
- ・運行業務（運行委託費）：7,346千円（※）
- ・プロモーション（HP・動画マニュアル制作）：1,188千円
- ・その他諸経費（住民周知用物品購入等）：503千円

国庫補助

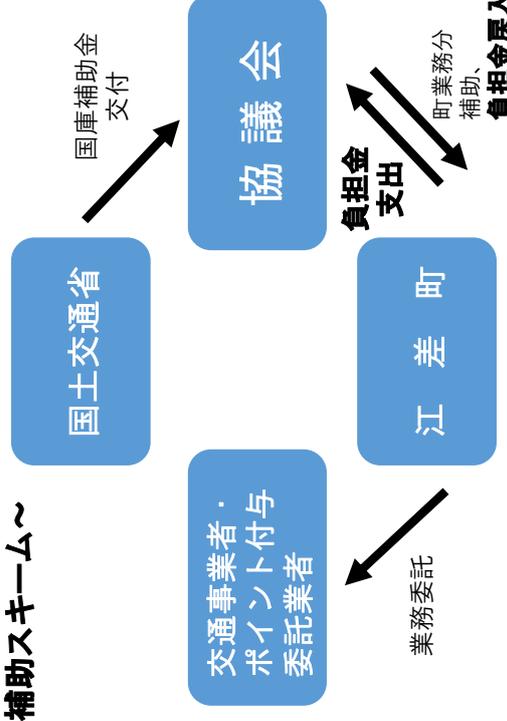
【探 訳】

- 本実証事業の実施にあたって、令和5年7月4日付けで国土交通省「令和5年度共創モデル実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」に採択されたため同補助金である「令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（共創による地域交通形成支援事業）（以下「国庫補助金」という。）」を活用。
- 国庫補助金の補助率は2/3で、協議会への直接交付。
- 国庫補助金は、事業費確定後の精算払いとなることから、事業完了後、国庫補助金を含む負担金の残額分については町へ戻入。

【補助予定額】

- ① 補助対象経費：29,613千円
- ② 運賃収入(見込)：540千円
- ③ 差額(①-②)：29,073千円
- ④ 補助予定額(③×2/3)：19,382千円
- ⑤ 町負担額(③-④)：9,691千円

～補助スキーム～



＜令和5年第3回定例会＞江差マース実証事業

概要

- 江差町地域公共交通計画に基づき、令和6年度での本格運行を見据えている、サツドラホールディングス株式会社との官民連携による新たな交通サービス「江差マース」の実証実験を、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を主体に実施。
- 本実証事業では、デマンドバスの有償による実証運行（運行予定期間：令和5年11月～令和6年2月）を軸とした事業性について検証。
- 本実証事業の実施にあたって、町が行う業務に要する経費について補正。

事業費

【事業費（補正予定額）】

8,959千円 <財源内訳>その他（協議会補助）8,576千円、一般財源383千円

【事業費内訳】

- デマンドバス 電話予約受付業務：1,280千円（給料901千円、職員手当等115千円、共済費148千円、役務費116千円）
- デマンドバス運行業務（委託料）：7,346千円
- 江差EZOCAカードへのポイント付与（委託料）：333千円

（※1）専用回線を設置の上、オペレーター業務を担う会計年度任用職員を採用予定

（※2）運行業務を、町内交通事業者へ委託予定

（※3）デマンドバス利用者が保有する江差EZOCAカードへのポイント付与委託

国庫補助

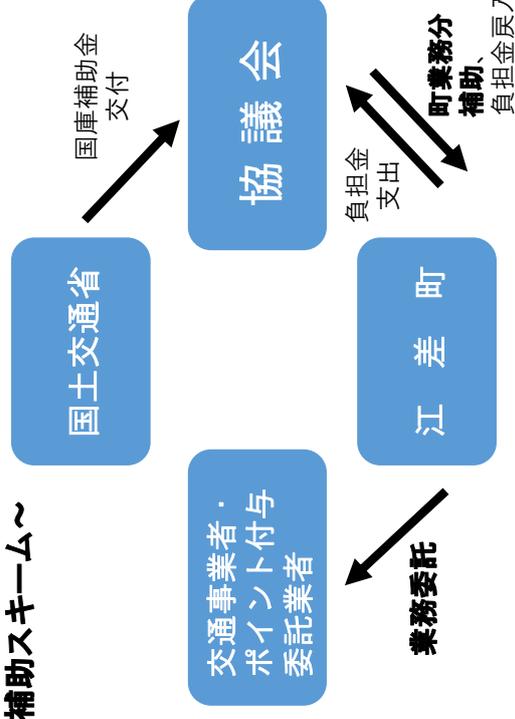
【探 査】

- 本実証事業の実施にあたって、令和5年7月4日付けで国土交通省「令和5年度共創モデル実証プロジェクト（共創モデル実証運行事業）」に採択されたため同補助金である「令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（共創による地域交通形成支援事業）（以下「国庫補助金」という。）」を活用。
- 国庫補助金の補助率は2/3で、協議会への直接交付。
- 本事業費8,959千円のうち、補助対象経費8,576千円は、補助対象者である協議会から町への補助を想定。

【補助対象外経費】

デマンドバス電話予約受付業務1,280千円のうち、実証運行期間外（10月・3月）に要する人件費383千円は補助対象外経費となることから、当該経費分は一般財源による充当。

～補助スキーム～



事業名 旧江光ビル跡地活用拠点施設（（仮称）コミュニティプラザえさし）備品整備

1 事業の概要

(1) 目的

令和6年度に供用開始する「旧江光ビル跡地活用拠点施設（（仮称）コミュニティプラザえさし）」に必要な各種備品等を整備

(2) 事業費

24,162千円（全額一般財源）

(3) 経費内訳

- ①映像機器類一式：9,240千円
 - ・モニター、プロジェクター、設置費等
 - ②交流ホール備品一式：5,294千円
 - ・椅子、テーブル等
 - ③中高生のシェアスペース設置備品一式：4,229千円
 - ・椅子、テーブル等
 - ④ナカニワホール・事務室備品一式：1,045千円
 - ・傾斜型雑誌架、書庫等
 - ⑤交流活動室備品一式：926千円
 - ・書庫、冷蔵庫等
 - ⑥交流キッチン備品一式：669千円
 - ・スツール、冷蔵庫等
 - ⑦その他備品一式：900千円
 - ・屋外ベンチ等
 - ⑧各種設置費等一式 1,737千円
 - ・ブラインド取付費、備品組立費等
 - ⑨施設設置消耗品一式（ゴミ箱等） 122千円
- 計 24,162千円

(4) 実施期間（予定）

令和5年9月～令和6年3月

担当課

まちづくり推進課

地域魅力発信事業

1. 事業概要

株式会社クレディセゾン主催のイベント「ふるさと応援！うまいもん大収穫祭2023 byセゾンのふるさと納税」への出展事業。

ふるさと納税制度の利用者数が最大の東京都で実施されるイベントであり、ふるさと納税等のPRを行うことで寄附増額や江差町への観光需要増加も見込める。

2. 事業費

990千円(一般財源)

内訳)旅費:354千円、需用費:65千円、役務費:21千円、

出展負担金:550千円

3. 開催日時

R5年10月14日(土)及び15日(日) 10時～18時(予定)

4. 会場

池袋・サンシャインシティ 展示ホールA

5. 来場者目標

約15,000人(イベント全体で2日間のべ人数)

6. 参加自治体数

10～16自治体(7月末時点で8自治体確定))



地域おこし協力隊配置事業

1. 事業概要

コミュニティプラザえさし(仮称)がオープン後、多くの住民に利用してもらったためには、継続的に様々な仕掛けをうっていく必要があることから、町外の多様な視点を持った人材を確保するため、地域おこし協力隊制度を活用し人材募集を図る。

2. 事業費

2,700千円 ※事業費については、特別交付税対象

内訳)給与:1,200千円、職員手当等:41千円、共済費:205千円、旅費:594千円、
需用費:100千円、使用料及び賃借料:120千円、備品購入費:100千円、
負担金補助及び交付金:340千円

3. 業務内容 コミュニティプラザえさしの管理・運営に係る業務。

4. 採用人数 1名



滋賀県東近江市との地域連携協定締結

【事業費：374千円】

旧能登川町と合併した東近江市と江差町において、双方の地域特性及び地域資源を活かした連携により互いの地域振興を図るとともに災害時の応援体制を構築するため、本年9月定例会以降、町長及び町議会議長が東近江市を訪問し、地域連携協定を締結する。

1 東近江市（旧能登川町）との主な経緯

| 期日 | 内 容 | 備 考 |
|-------------|--------------------------|-----|
| 昭和59年6月1日 | 旧能登川町と「姉妹都市提携」調印 | |
| 平成9年5月26日 | 旧能登川町と「姉妹都市災害時相互応援協定」締結 | |
| 平成17年10月17日 | 合併を控えた旧能登川町と姉妹都市交流について協議 | |
| 平成18年1月1日 | 旧能登川町が東近江市と合併 | |
| 平成19年12月18日 | 行政主導の都市交流から市民間交流への継承を確認 | |
| 令和4年8月16日 | 東近江市長及び江差町長双方が新たな協定締結を確認 | |
| 令和4年10月28日 | 「災害時相互応援協定書」(案)を双方で確認 | |
| 令和5年2月22日 | 東近江市より「地域連携協定」締結について打診 | |
| ～ | 双方で「地域連携協定」(案)を協議 | |
| 令和5年6月6日 | 「地域連携協定書」(案)を双方で確認 | |
| ～ | 双方で調印式開催時期等について協議 | |

2 地域連携協定による双方の協力事項

- (1) 災害時における相互応援
- (2) 特産品の販路拡大
- (3) 知名度向上及び誘客
- (4) 近江商人などの歴史文化資源の交流
- (5) その他両市町が必要と認める事項

3 地域連携協定締結に向けた今後の予定

- ・ 令和5年第3回定例会へ東近江市訪問旅費、記念品の関連補正予算提出
- ・ 町長、議長及び随行員が東近江市を訪問し、調印式に出席（令和5年11月下旬を予定）

4 協力事項の推進

- ・ 協力事項に関する具現化の検討と推進

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（令和5年度秋接種）の概要 《健康推進課》

■ 令和5年度ワクチン接種の位置付け

特例臨時接種の実施期間を令和6年3月31日まで1年間延長し、令和5年秋冬に5歳以上の方は、1回の接種を実施する。

① 令和5年度秋接種

- (1)対象
・初回接種（1・2回目）を完了した5歳以上の方 延べ6,000人
- (2)接種間隔
前回の接種から少なくとも3か月以上間隔をあける
- (3)接種回数
1回（初回接種以降、回数に限らず1回のみ）
- (4)使用ワクチン
ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン（いずれのワクチンもオミクロン株XBB1.5対応1価ワクチン）
- (5)接種体制 ※詳細な日程等については接種担当医療機関と調整
・集団接種（1日250人×16日=延べ4,000人 10月下旬～12月下旬に実施予定） ※送迎バスの運行あり
※対象者6,000人－高齢者施設接種者数800人=5,200人
5,200人×接種率75%=3,900人+100人（地域外接種※接種費用対象外）=4,000人
・高齢者施設等接種（6施設、延べ800人、11月中旬～1月下旬に各医療機関がインフルエンザワクチン接種終了後、順次実施予定）
- (6)接種予約
・その他接種 個別接種 100人 小児接種 100人 町外接種 300人
・接種券は、年齢別に区切り、段階的に順次送付。
・65歳以上の対象者には、春接種と同様に日付を指定して全員へ接種券配布（接種希望者のみハガキ返信）
・12歳以上については、コールセンターやwebで予約受付。
- (7)その他
・小児（5～11歳）及び乳幼児（6カ月～4歳）の接種体制等については、個別に医療機関と調整）
・初回接種希望者を随時募集（希望者があった場合、個別に医療機関と調整し接種）

② 接種費用

集団接種3,900人+施設接種800人+個別接種100人+小児接種100人+町外接種300人=5,200人で算出

補正予算額

30,759千円（全額国費）

- ・内訳 ①接種体制確保事業 16,108千円、②接種費用負担金 14,651千円

森林整備地域活動支援事業の概要

<所管課：産業振興課>

<事業の趣旨>

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図ることを目的とする。

<事業概要>

森林経営計画が策定されている森林(私有林)で、森林経営計画期間内において、集約化された間伐の実施に必要な、森林調査及び森林境界の測量を実施する事業者を支援する。また、本事業(調査・測量等)終了後には、事業者は森林の間伐を実施することが事業の必要条件となっている。

<事業者が実施する具体的な事業内容>

- ・森林調査簿、登記簿・公図などの情報収集・整理
- ・施業予定地の樹種、樹高、胸高直径などの調査
- ・路網の線形を決定するための調査
- ・森林所有者への施業提案、合意形成
- ・林小班・地番の境界の測量
- ・道・町への測量データの提供

<事業対象面積>

約150ha

<事業費>

6,300千円（財源：全額道費交付金）
[交付金の流れ：道⇒町⇒事業者]



<SDGSとの関連性>



豊かな前浜づくりプロジェクト(略称:ハマプロ)

～つくり・育てる漁業を核とした地域経済の好循環の実現を目指して～

<所管課:産業振興課>

トラウトサーモン海面養殖事業

本町の漁業スタイルに“ハマる”養殖・栽培漁業を推進するため、令和4年度より実施しているトラウトサーモン海面養殖事業の2年目。なお、SCBふるさと応援団(信金中金の企業版ふるさと納税)寄附金を活用し実施する。



※種苗4,000尾の購入費



※餌料

江差町まち・ひと・しごと創生寄付金(企業版ふるさと納税)を活用した事業の展開

□ トラウトサーモンの海面養殖事業の推進

<補正予算額:16,000千円>

◇財源構成

【一般財源 13,878千円

江差町企業版ふるさと納税地方創生基金取崩 2,122千円】

<事業概要>

◇実施主体 江差地域漁業振興実証計画地域協議会
(事務局:ひやま漁業協同組合)

◇事業費 旅費: 118千円
補助金:15,882千円(10/10補助)

◇事業内容

- ・養殖稚魚数 4,000尾
- ・餌料
- ・養殖に必要な経費等



<SDGSとの関連性>

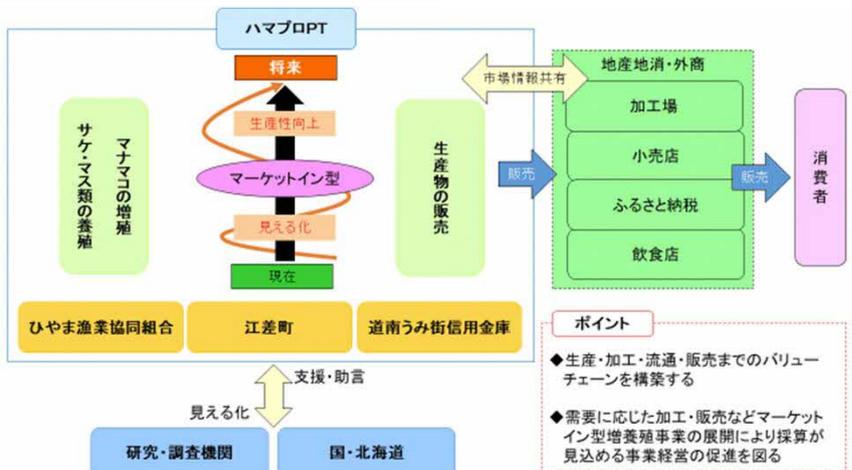


SCBふるさと応援団(信金中金の企業版ふるさと納税)スキーム

・民間企業(生産・流通団体、外部有識者等)との連携による種苗生産から流通までのバリューチェーンを構築。

・需要に応じた加工・販売などのマーケットイン型増養殖事業の展開により、採算が見込める事業経営の促進。

・町内の飲食店等への販売(地産地消)や、ふるさと納税返礼品・Webショップ等(地産外商)を通じた地域経済の好循環の実現。



かもめ島中央遊歩道保全対策調査（法面崩落防止）資料

1 事業箇所位置図

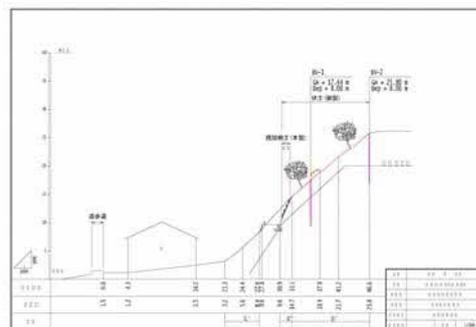
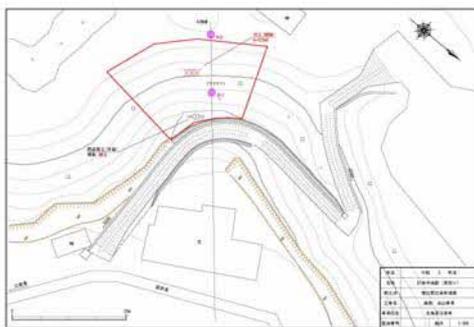


2 事業の概要

江差町の観光地であるかもめ島について、観光客等が周遊（通行）のため往来する中央遊歩道の保全を目的とした法面崩落防止対策を図るべく地質調査を実施する。

- (1)測量業務 平面測量0.08ha 縦断測量12m 一式
- (2)設計業務 一式
- (3)地質調査業務（一般調査～ボーリング2か所含む、解析等調査）

※令和5年度で調査、令和6年度で工事を実施する2か年計画。



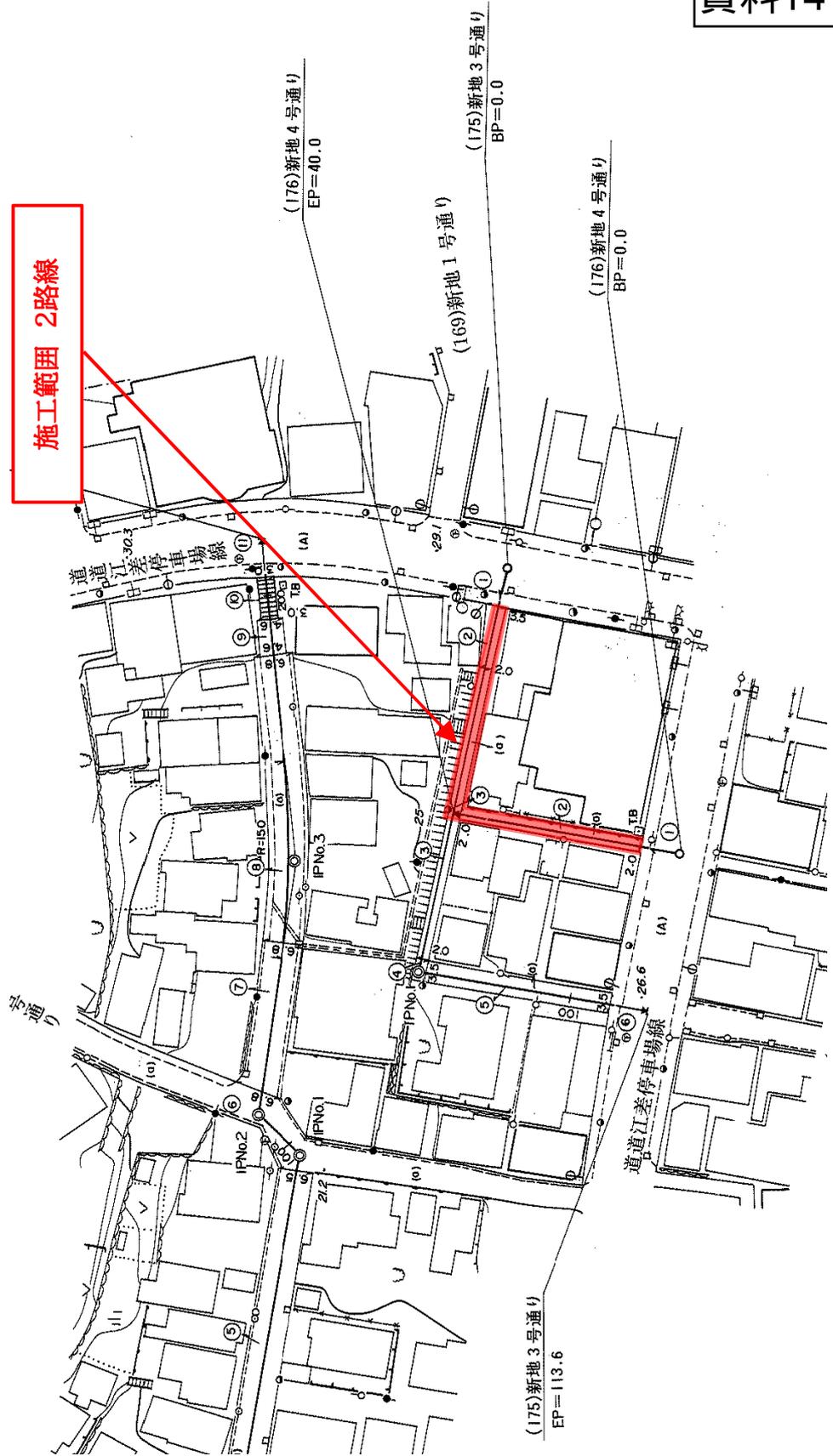
3 補正予算額

12,133千円（全額一般財源）

※地域づくり総合交付金を申請中

◎道路維持補修整備 総事業費 C=5,500千円

【町道新地4号通り他道路補修整備工事】



江差港シャトルバス運行支援事業の概要

<産業振興課>

◇事業の目的

江差港は、奥尻町と北海道本土を結ぶ唯一の海上交通手段となっており、江差町のみならず、奥尻町の生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしかねないことから、重要性は高まっている。

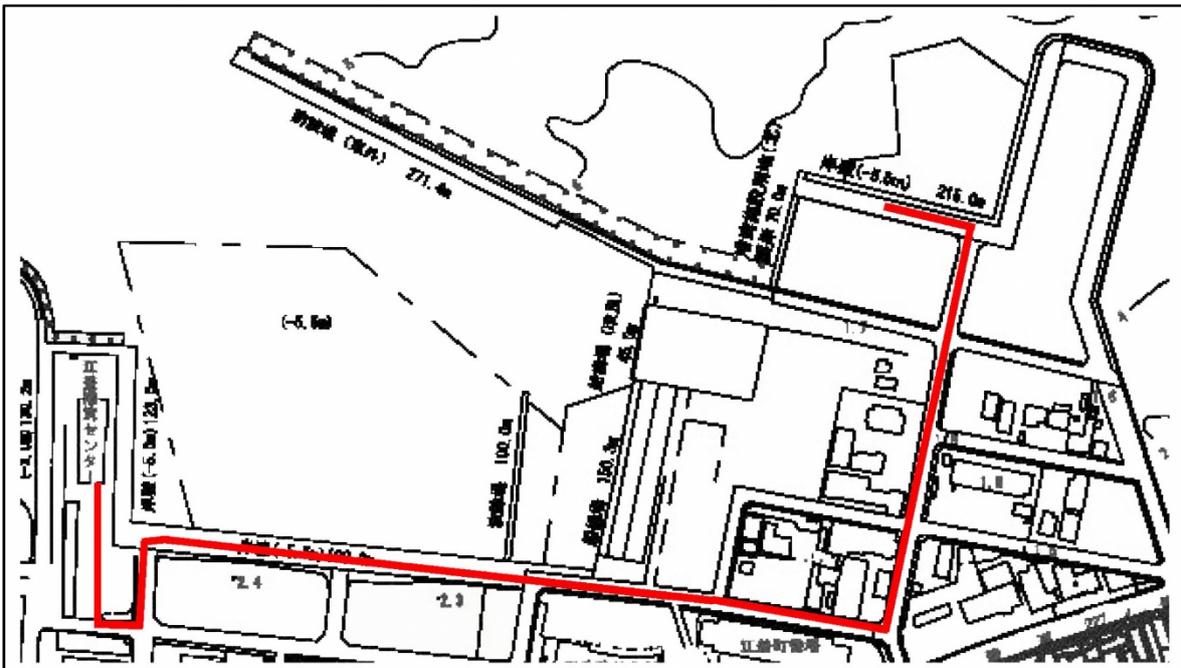
現在、北埠頭 - 5.0 m岸壁（フェリー岸壁）は国直轄港湾整備事業により整備を行っているが、工事期間中の10～3月はフェリーの停泊が出来ないことから、代替岸壁として新北埠頭を利用している。江差港北埠頭にある江差港湾センター（フェリーターミナル）から船が接岸する新北埠頭岸壁までの間、利用客を乗せるシャトルバス経費に対して、支援するもの。

◇事業主体

ハートランドフェリー株式会社

◇予算措置

事業費：6,000千円 × 1/3以内 = 2,000千円



<SDGsとの関連性>



江差港漁船等上架施設ワイヤー整備購入事業の概要

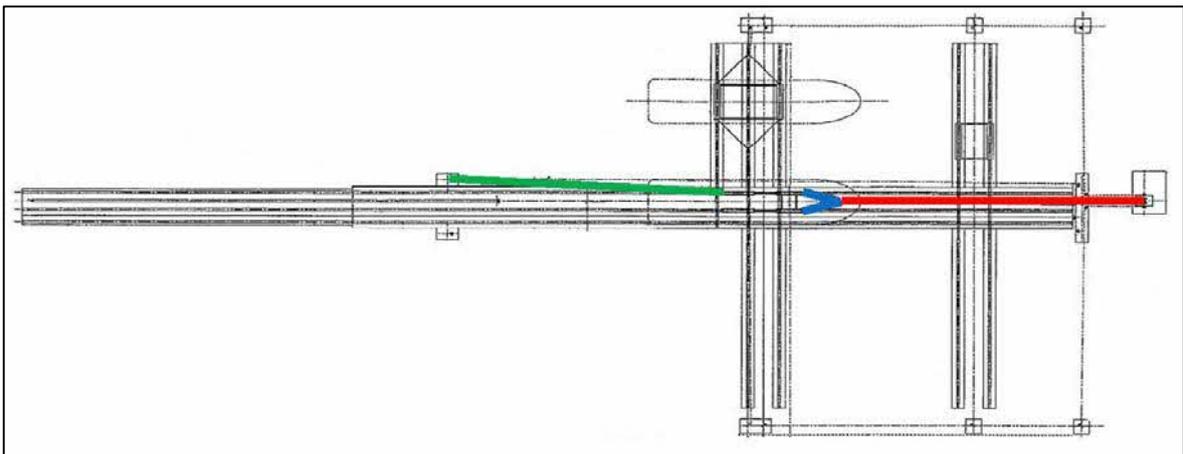
＜産業振興課＞

◇事業の目的

江差港北埠頭上架施設の上下架に使用するワイヤーの更新時期にきており、船舶の上下架が出来なくなってしまうこと、上下架中に劣化により事故が発生する懸念もあることから更新するもの。情勢的にも物の納品が遅れていることから、令和6年度当初予算による発注では、更新が間に合わないため、補正し購入するもの。

◇予算措置等

1,949千円



◇購入計画

- ・直揚用ワイヤーロープ (22mm/650m) 赤線
- ・下架用ワイヤーロープ (20mm/250m) 緑線
- ・直揚用台付ワイヤーロープ (36mm/8m) 青線

＜SDGsとの関連性＞



中歌町団地外壁・屋根ほか改修工事追加工事資料

1 事業の概要

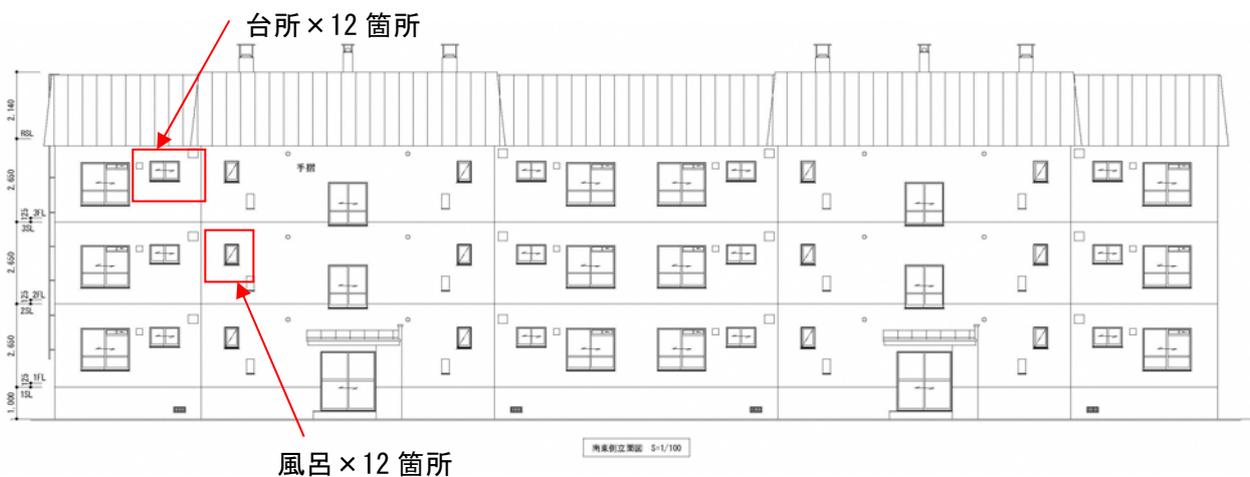
現在改修の工事に着手している中歌町団地について、外壁、屋根、居間及び共用部窓のサッシ化に加え、台所及び風呂の窓についてもサッシ化し、居住水準の向上を図る。

(1) 台所の窓のサッシ化 12箇所

(2) 風呂の窓のサッシ化 12箇所

※契約変更による工事発注

2 中歌町団地立面図（正面）及び写真



3 補正予算額

1,955千円（全額一般財源）

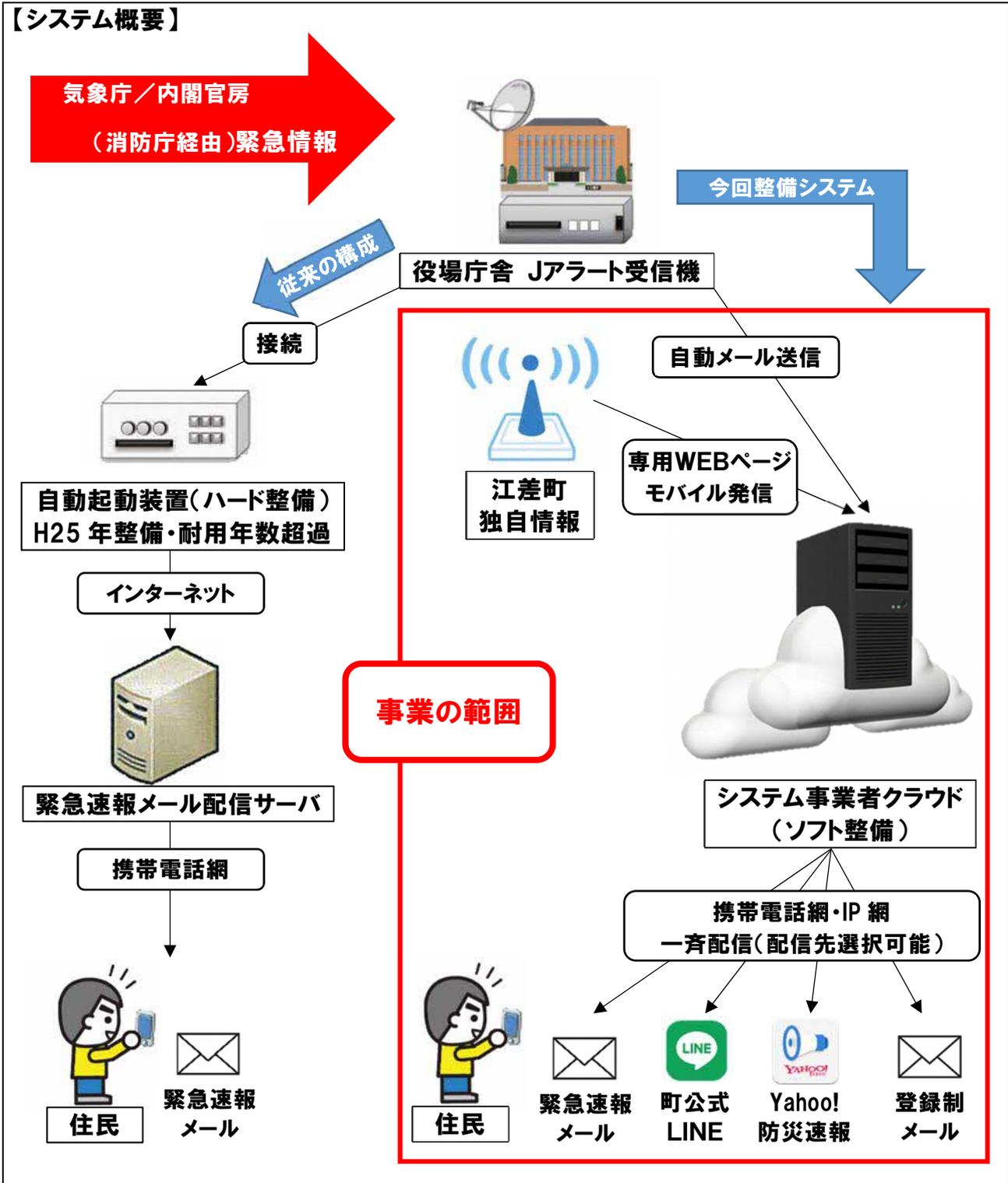
全国瞬時警報システム(Jアラート)情報自動起動配信システム整備事業

【総務課】

【事業概要】
 Jアラートで受信した緊急情報を、人手を介さず多様な手段で住民に配信するシステム整備

◆事業費 1,254 千円
 内訳:システム整備委託料 990 千円
 システム使用料 264 千円 (月額 66 千円×4か月(令和5年 12月~令和6年3月))

◆システム運用開始時期 令和5年 12月 予定



北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|-----------|-----|------|--|-----------|-----|---|-----|--------------|-----------|-----|------|---|-----------|-----|
| <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 (令和5年2月2日告示第4号)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表</p> <p style="padding-left: 20px;">組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内～檜山管内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>後志管内</td> <td>北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、<u>後志広域連合</u></td> </tr> <tr> <td>空知管内～根室管内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 一部事務組合及び広域連合 | 石狩管内～檜山管内 | (略) | 後志管内 | 北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、 <u>後志広域連合</u> | 空知管内～根室管内 | (略) | <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 (令和5年2月2日告示第4号)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表</p> <p style="padding-left: 20px;">組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合</p> <p>(1) 市町村 (略)</p> <p>(2) 一部事務組合及び広域連合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石狩管内～檜山管内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>後志管内</td> <td>北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合</td> </tr> <tr> <td>空知管内～根室管内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 一部事務組合及び広域連合 | 石狩管内～檜山管内 | (略) | 後志管内 | 北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合 | 空知管内～根室管内 | (略) |
| 区 分 | 一部事務組合及び広域連合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石狩管内～檜山管内 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後志管内 | 北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合、 <u>後志広域連合</u> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空知管内～根室管内 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区 分 | 一部事務組合及び広域連合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石狩管内～檜山管内 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 後志管内 | 北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、南部後志環境衛生組合、岩内地方衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内・寿都地方消防組合、北後志消防組合、南部後志衛生施設組合 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空知管内～根室管内 | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | |